

会長	局長	主幹兼係長	係

令和3年度  
〔天城町農業委員会〕  
12月定例総会議事録

署名委員 若山 秀也

署名委員 前田 真智子

# 天城町農業委員会 12月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3年 12月 15日 (水) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 17名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区		12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 2名 2番中島 正博 16番奥 好生

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	主幹兼係長	川口 正幸	2	係長	城 光寿

6 参加者 2名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	農政課	西松 清仁	1	農政課	高峰 美奈子

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第30号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想に係る意見について
- ・議案第31号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第32号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第33号 非農地証明願ひ申請について

(3) 報告事項等

- ・報告第1号 農地法第4条の転用許可工事完了届の受理について
- ・報告第2号 農地法第3条の3の届出書の受理について
- ・報告第3号 農業者等との意見交換会について
- ・報告第4号 県常設審議委員会の諮問結果について

開会 13時30分

議長  
(仲会長)

事務局の伊地知局長が議会出席のため、本日は欠席となります。本日の定例総会に、奥委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。ただいまの出席委員は18人です。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立しました。これから令和3年12月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、若山委員と前田委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。  
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長

日程第3、議案第30号農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想に係る意見についてを議題とします。事務局に本案の説明を求めます。

事務局  
(城)

農業経営基盤強化促進法第6条及び同法施行規則第2条の規程により農業委員会の意見を求めるものです。詳しい内容については農政課担当より説明があります。

農政課

**農政課の説明**

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。  
これから、本案について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

議長

日程第4、議案第31号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。事務局に申請番号103番と104番の説明を求めます。

事務局  
(城)

(事務局の説明)

議長

詳しくは、農政課の担当が見えていますので、質疑の中でお願いします。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。まず、申請番号103番について、前田委員、麓委員お願いします。

前田委員 申請番号103番について説明します。11月8日現地確認を行いました。参考資料1ページ建設予定地の周りはすべて畑ですが、すべて同意をいただいております問題ないと思います。  
皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

里村委員 次の104番もですが、牛舎の規模や飼養頭数などは把握できているのでしょうか。

事務局 農振の計画変更での協議しておりますので、農政の担当のほうに提出されておりますので、コピーをいただくようにしております。

農政課 計画変更で提出されておりますので図面なども添付して申請していただくようにしております。

若山委員 牛舎はたい肥舎を義務付けていくようにしているのでしょうか

農政課 10頭以上はたい肥場を作ることが義務になっておりますのでその辺も指導しながら対応していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号103番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号103番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号104番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、榮委員お願いします。

勝尾委員 申請番号104番について説明します。参考資料2ページこの場所です牛舎があり増築のために申請が上がっております。東側に増設とのことで申請が来ておりますが問題ないと思っております。皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員 今ある牛舎のほうは申請はしっかり上がっているのでしょうか。

農政課 軽微変更で上がっております。

貞山委員 たい肥場は計画してますでしょうか。

計画ではたい肥舎も上がっております。

議長 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号104番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号104番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

事務局  
(城)

日程第5，議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号105番から118番までの説明を求めます。

(事務局の説明。)

議長

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料のページ番号もお願いします。

まず、申請番号105番について、富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号105番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。先月連絡があり現地を確認したところサトウキビが植えられており何ら問題ないと思います。皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
〔質疑なし。〕と呼ぶ者あり。〕

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号105番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号105番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長

次に、申請番号106番から110番までの5件を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。  
小林委員をお願いします。

小林委員

申請番号106番から110番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にありません。参考資料6ページから8ページ隣接地ですので続けて説明します。天城カーシティーから西側にあります。すべてサトウキビが植えられており何ら問題ないと思います。  
皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
〔質疑なし。〕と呼ぶ者あり。〕

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号106番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号106番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号107番について、採決します。  
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号107番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号108番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号108番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号109番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号109番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号110番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号110番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号111番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号111番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。参考資料9ページと10ページ、伊宝は郵便局の裏手になります。柳又は畑総地区です。現在譲受人がサトウキビを植えております。譲渡人が施設に入っているため子供に登記を変えるために上がっております。皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号111番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号111番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号112番と113番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。まず、申請番号112番について、平野委員をお願いします。

平野委員

申請番号112番の調査報告をします。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。参考資料11ページ原商店から山手になります。現在サトウキビが植えられており何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 次に申請番号113番について、岩元委員お願いします。

岩元委員 申請番号113番の調査報告をします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。畑総地区であり何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これから、本案に対する一括質疑に入ります。

田原委員 阿年塔は隣のハウスのところに境界がありますが大丈夫でしょうか。

平野委員 このハウスが親のハウスになりますので境界は大丈夫です。

議 長 ほかにありませんか  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）  
質疑なしと認めます。

これから、申請番号112番と113番を一括採決とします。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号112番と113番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号114番について、担当委員の調査報告を求めます。  
平野委員お願いします。

平野委員 申請番号114番に関して説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料13 ページ場所は兼久住宅の南側です。将来的には牛舎建設も計画しているそうですが何ら問題ないと思います。皆様方のご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

田原委員 境界はどうなってますでしょうか。

平野委員 これまでも譲受人が小作しており、今回購入するとのこと。

議長 ほかにありませんか  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）  
質疑なしと認めます。

これから、申請番号114番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号114番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号115番について、担当委員の調査報告を求めます。  
奥委員お願いします。

田原委員 申請番号115番に関して説明します。譲渡人と譲受人は従妹です。参考資料14 ページ兼久小学校から海側になります。15 ページは長岡商店から山手になります。畑総地区であり何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号115番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号115番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号116番について、担当委員の調査報告を求めます。  
奥委員をお願いします。

田原委員

申請番号116番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。当部のファームポンド周辺に5筆になります。愛心園の山手に2筆、農業センター周辺に1筆とT商店周辺に1筆になります。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号116番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号116番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号117番と118番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。  
若山委員をお願いします。

若山委員

申請番号117番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料19ページ西阿木名のファームポンドの周辺になります。申請番号118番について説明します。こちらも縁故関係はありません。三京の競り市場の周辺であります。現地も確認し何ら問題ないと思います。皆様方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号117番と118番を一括採決とします。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号117番と118番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第6、議案第34号非農地証明願い申請についてを議題とします。

議 長	事務局に申請番号119番の説明を求めます。 (事務局の説明)
事務局 (城) 議 長	それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。若山委員、平野委員、岩元委員お願いします。
若山委員	申請番号119番について説明します。先日現地の確認をしました。自分の牛舎の周辺になります。事務局の説明通り原野化しており非農地として妥当だと思います。皆様方のご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)  質疑なしと認めます。  これから、申請番号119番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  賛成多数。 よって、申請番号119番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
議 長	日程第7、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。次に報告第1号、農地法第4条の転用許可に伴う工事完了届を1件受理してあります。報告第2号、農地法第3条の3、相続による農地取得の届出を1件受理してあります。報告第3号、11月15日に開催しました、農業者等との意見交換会については県農業会議に報告してあります。報告第4号、県常設審議委員会に諮問してありました農地法第5条の1件は許可されました。担当委員は、最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。 以上で諸報告を終わります。  以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。  協議会 協議事項
事務局	連絡事項 ・農地中間管理事業について ・鹿児島県農業委員会大会について ・さとうきび春植え推進出発式について ・次回定例総会について
議 長	他に、質疑、意見等ありませんか。 (「特になし」の声あり) 以上で協議会を終わります。  以上で本日の日程は全部終了しました。 令和3年12月天城町農業委員会定例総会を閉会します。  閉会 14時 30分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 若山 秀也 印

署名委員 前田 真智子 印